

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人間尊重、幸せな人を育てる」を経営理念に、株主の皆様やお取引先様、従業員及び地域社会等のステークホルダーとの良好な関係を築き、お客様に満足していただける製品を提供することによって、長期的な企業価値の維持向上を図ることが重要と考えております。そのため当社では、経営の効率性と企業活動の健全性・透明性を維持・向上させるため、業務執行に対する監視体制の整備や、適時適切な情報公開等、様々な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士ダイス社員持株会	4,099,400	20.50
木下 美佐子	1,995,800	9.98
新庄 美智子	1,980,800	9.90
新庄 由美子	1,975,800	9.88
矢作 玲子	1,830,200	9.15
新庄 敦子	855,000	4.28
木下 徳彦	249,300	1.25
矢作 恒雄	142,500	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

第9位の大株主(いずれも所有株式数は120,000株、割合は0.60%)は以下の6名であります。

- ・市田 忠昭
- ・高根 省吾
- ・中田 勲
- ・長野 秀之助
- ・前嶋 康宏
- ・柳生 和高

なお、大株主の状況は平成27年6月25日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
本多 實	他の会社の出身者													
澤井 英久	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本多 實	○	該当事項はありません。	本多氏は、経営者としての豊富な経験と、幅広い知識を有していること、また粉末冶金技術や生産技術に精通していることから、社外取締役に選任しております。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

澤井 英久	○	該当事項はありません。	澤井氏は、弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に関する高い専門的知見を有していることから、社外取締役を選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	-------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との間で、相互に監査計画等を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を実施しております。また、会計監査への立会いも随時行っております。
また、内部監査を担当する内部監査室との間で、定期的な意見交換を行うとともに、内部監査の立会いも随時行っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岸田 一男	公認会計士										△			
大森 実	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岸田 一男	○	岸田氏は、過去に、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に公認会計士として勤務しておりました。なお、同氏が当社の監査を担当したことは無く、また、当該監査法人を退所後、平成27年7月時点で5年が経過いたします。	岸田氏は、監査法人において多数の企業の監査に携わった公認会計士として、会計、税務等の専門的知見と、幅広い知識を有していることから、社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
大森 実	○	当社は、大森氏が、過去において業務執行者であった株式会社アイ・ロジスティクスが商号変更した、伊藤忠ロジスティクス株式会社と取引関係にありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	大森氏は、上場企業の取締役、監査役としての豊富な経験と、幅広い知識を有していることから、社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全員(社外取締役2名、社外監査役2名)を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

不確定金額方式(会社法第361条第1項第2号)による、いわゆる「業績連動型報酬制度」は導入しておりませんが、取締役の賞与については、税引前当期純利益に連動して設定される役員賞与の総額を、株主総会にて決議頂くとともに、個々の取締役の金額については、取締役会の決議に委ねていただいております。取締役会は代表取締役社長にその権限を委譲し、代表取締役社長はそれぞれの取締役の職責及び業績等を勘案して個々の賞与金額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の合計が1億円以上となる者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。事業報告において、取締役、監査役の報酬をそれぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

取締役の報酬については、株主総会にて総額を決議頂くとともに、個々の取締役の金額については、取締役会の決議に委ねていただいております。取締役会は代表取締役社長にその権限を委譲し、代表取締役社長は、「役員報酬等に関する内規」に従い、それぞれの取締役の職責及び業績等を勘案して報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役、社外監査役の専従スタッフは設置しておりませんが、本社管理部門(業務本部等)が中心となって、取締役会に係る通知や資料、業務執行状況に関する報告書の配布や、監査等に必要な各種資料の収集、提供等必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、取締役10名(うち社外取締役2名)で構成されております。毎月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上重要な事項を審議、意思決定するとともに、グループ各社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っています。

2. 経営会議

当社は、代表取締役社長を議長とし、取締役、監査役、執行役員及び主要な幹部従業員を構成メンバーとする「経営会議」を毎月1回開催しております。同会議は、当社及びグループ各社の業務執行に関する基本的事項や重要事項について多面的な検討を行い、慎重な決定に資することを目的に設けられた、代表取締役社長の諮問機関であります。

3. 監査役会・監査役

当社は、監査役会設置会社制度を採用しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、監査役会規則に基づき、監査方針や監査計画等の重要事項の決議や、取締役会上程議案に関する審議、業務監査の報告等を行っております。また、監査役は、株主総会や取締役会、経営会議等への出席、国内・海外の各拠点への往査、代表取締役等との面談等を実施し、業務執行の監視・監督を行っております。

4. 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。また、監査法人は、監査結果等について、監査役会及び内部監査室と情報交換を行い、連携をとっております。

5. 内部監査

代表取締役社長直轄の内部監査部門である内部監査室は、専任者2名で構成されており、内部監査規程に基づいて内部監査計画を立案・実施し、会社の内部統制の整備及び運用状況を日常的に監視、報告するとともに、必要がある場合は都度改善勧告を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行に対して、取締役会による監督と監査役・監査役会による監査の二重のチェック機能を持つ、取締役会、監査役会設置会社制度を採用しております。加えて、社外取締役、社外監査役が、取締役会に出席し、独立性の高い立場から発言することによって、経営監視機能を強化しております。

また、監査役、内部監査室、会計監査人が適宜連携し、業務執行を把握できる体制をとっており、内部及び、外部からの経営監視機能が十分に発揮される現体制が、コーポレート・ガバナンスの有効性を担保するために最適であると考えております。

今後はさらに、経営監視機能の強化を図るべく、社外取締役の増員を検討しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化をはかる等、早期発送の実現に向けた施策を講じていきたいと考えております。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中すると予想される日を避けて、株主総会の開催日を設定することを検討したいと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて、公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	開催の可否、内容を検討中であります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催し、代表取締役社長自らが出席の上、決算内容や今後の事業方針等について説明を行う予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設置し、決算情報、適時開示情報などを掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画部をIRに関する担当部署とし、担当者を置きます。将来的にはIR担当部署を独立させることを検討しております。	
その他	今後のIR戦略の立案、実施、効果測定等を行うため、IR担当者を中心として、IR委員会を設置致しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程を制定し、全役員及び全従業員に対して、法令や社会的規範を遵守して企業活動を行うことを周知徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境保全活動を企業の社会的責任の重要な要素と認識し、主たる生産拠点におけるISO14001の取得、運用や、環境負荷の低減を考慮した調達(グリーン調達)、省エネ活動等を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主様、取引先様等のステークホルダーに対して、適時に正確な情報を開示することが上場企業の責務であると認識しております。この責務を果たすため、当社ホームページ等を利用し、迅速かつ正確な会社情報の開示を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

(a)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社には創業者故新庄鷹義が従業員のために著した『富士の道』(人としての正しい道)の教えがあり、全従業員が毎朝研修会で、『富士の道』を教本として、日々研鑽に努めています。

代表的なものとして、

(1)経営理念と(2)社訓(従業員の行動規範)を以下に示します。

(1).経営理念—1.幸せな人を育てる 2.人間尊重、人間中心の経営

(2).社訓(みんなになろう)—1.愛社心に富み責任感強く 仕事熱心な人

2.上を敬い、下を可愛いがり、職場で協調性のある人

3.仕事のよく出来る人(うでのよい人)

4.誠実で陰日向なく働き、信頼できる人

5.労力、時間、物を粗末にせず、能率本位の仕事をする人

上記のような考え方を基礎に当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、役員、従業員等へのコンプライアンス意識の浸透、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を行うコンプライアンス委員会を設置しております。また、内部通報制度を整備し、従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接報告できる体制をとっております。

反社会的勢力排除に関しましては、「反社会的勢力への対応規程」等を制定し、反社会勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備しております。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書(電磁的記録含む)は、これに関する資料とともに、法令及び社内規程に従って保管し、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる体制をとっております。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理は、「リスクマネジメント基本規程」に従って行われております。具体的には、リスクマネジメント委員会を設置し、製品の安全・品質、重大な災害、事故及び違法行為等の各種事業リスクが発生した場合に適切かつ迅速な対応を取ることができるようリスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応策を整備することによって、グループ全体のリスクを統括的に管理しております。また、実際に企業の存続を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに設置し、関係者の招集を行い、組織的・集中的かつ的確に対応することによって、被害の最小化を図る体制をとっております。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 各取締役の職務執行については、「業務規程」及び「業務権限・義務(責任)規程」等において、各部門の業務分掌を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保しております。

2. また当社は、経営方針を定め、これを機軸に中期経営計画と年度計画を策定しております。業務執行を担当する各取締役は、自らが所管する各部門において、本計画に基づいた目標を策定し、その進捗状況や対応策を取締役会及び経営会議にて報告・審議するものとしております。

(e)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社は、富士ダイスグループ経営会議等によるグループ方針と情報の共有を行い、「子会社管理規程」に基づき、財務内容や業務執行上の重要事項の把握、管理を実施しております。また、各子会社には当社より取締役を派遣して、適正な業務執行、意思決定及びそれらに対する監督を実施し、また「内部監査規程」に基づき、当社内部監査室による監査を実施しております。

(f)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する

事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助する使用人を選任いたします。当該使用人の職務が円滑に行われるための体制整備については、取締役と監査役が協議を行い、取締役からの独立の確保に十分配慮することとなっているため、取締役からの独立性は確保されております。

(g)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

法令の規定事項の他、以下の事項を報告するものとしたします。

1. 当社及びグループ各社の業務執行や財務状況に重大な影響や損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項

2. 当社及びグループ各社の全役員及び全従業員が法令または定款に違反する行為をし、またはこれらの行為を行う恐れがあると考えられるときは、その旨

3. 当社ならびにグループ会社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定

4. 内部監査部門(内部監査体制)の責任者は、内部監査の実施状況、または業務遂行の状況及びグループ会社の内部統制に関する活動状況

(h)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、代表取締役社長及び監査法人との間で定期的な意見交換を行っております。

2. 監査役が監査の実施にあたり、必要に応じ弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

当社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会)」等を遵守し、反社会的勢力に対して、以下の基本方針に基づいて対応することとしております。

(1)取引を含めた関係の遮断

(2)理由の如何を問わない裏取引や資金提供の絶対禁止

(3)外部専門機関(警察、暴力団追放運動推進センター等)との緊密な連携

(4)組織として対応

(5)有事における民事及び刑事の法的対抗措置の実施

2. 整備状況

前項で記載した基本方針に従って制定した「反社会的勢力への対応規程」に沿って、業務本部長をチーム長、本社総務部長を事務局長とする法務コンプライアンスチームを設置し、反社会的勢力に関する情報収集や、各種取引先に対する調査、対応マニュアルの整備、対応体制の構築、対応能力の向上に向けた取り組み等を行っています。具体的には次のような取り組みがあげられます。

(1)反社会的勢力対策の為の基礎調査として、取引先と仕入先について「日経テレコン21」を用いた情報検索を行い反社会的勢力か否かの確認を行なっております。

(2)特殊暴力防止対策協議会(池上地区)の研修会などで、反社会的勢力の対処方法を学び警察などの外部機関との連携関係を構築しています。

(3)外部専門機関が作成した研修用映像を用いて、当社従業員に対して、有事の際の対応等に関する研修を行っています。

(4)取引先とは「基本取引契約書」を締結し、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団等の排除条項を盛り込んでいます。

1. 買収防衛策の導入の有無

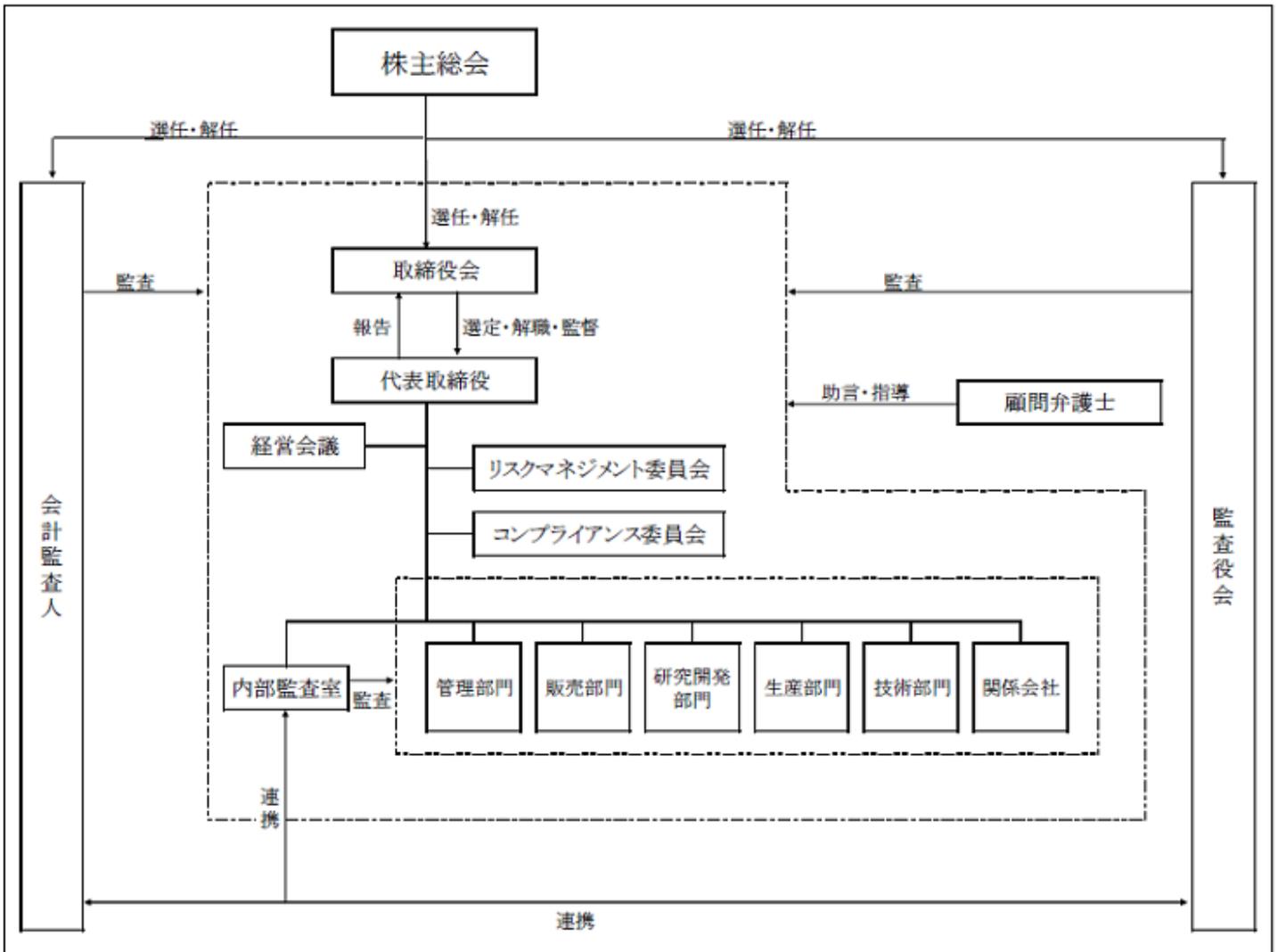
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

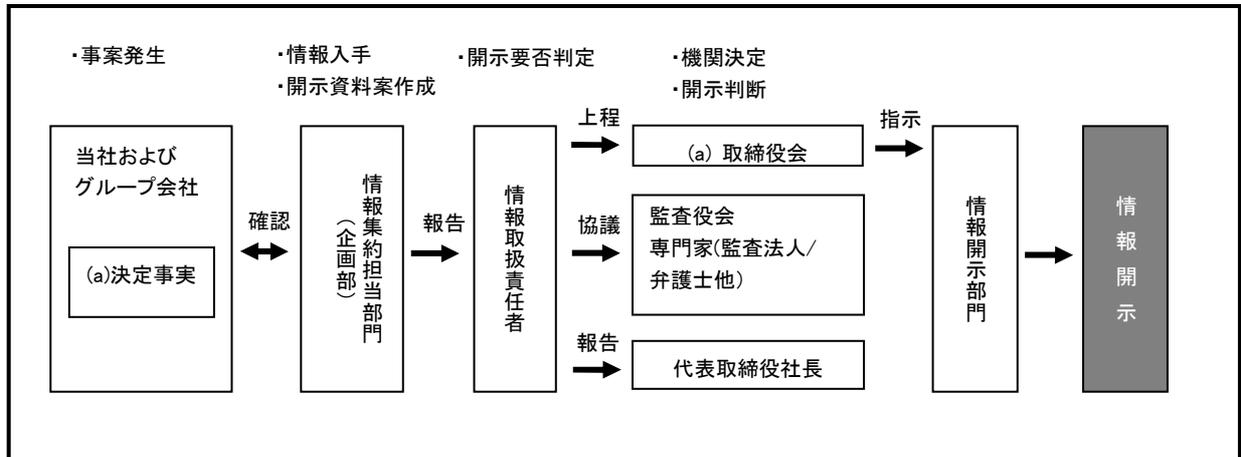
【模式図(参考資料)】



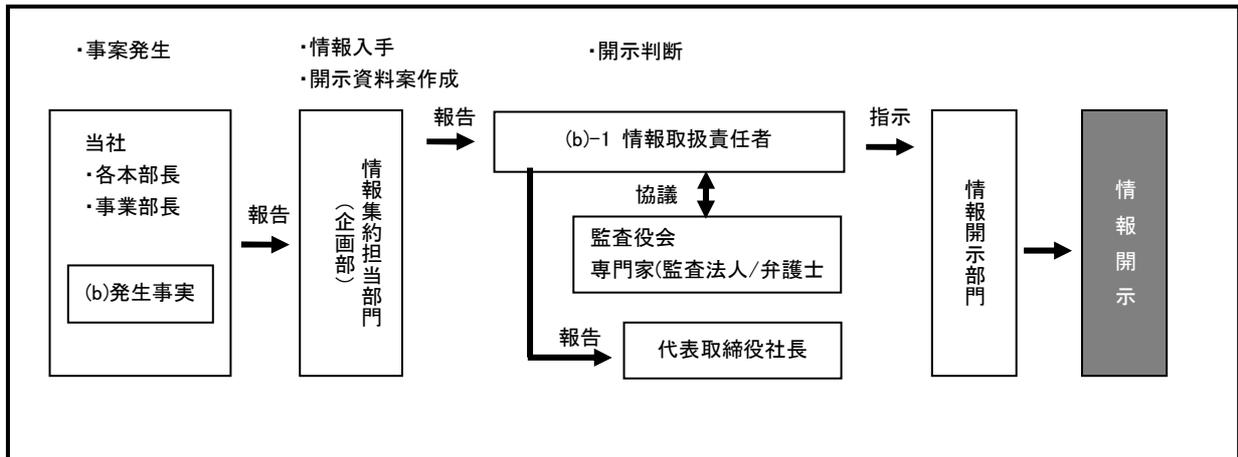
【適時開示体制の概要（模式図）】

株主・投資家の皆様が当社グループの投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を、適時適切に開示することを基本方針として、以下の(a)から(c)の情報区分に応じて迅速に開示できる体制を構築しております。

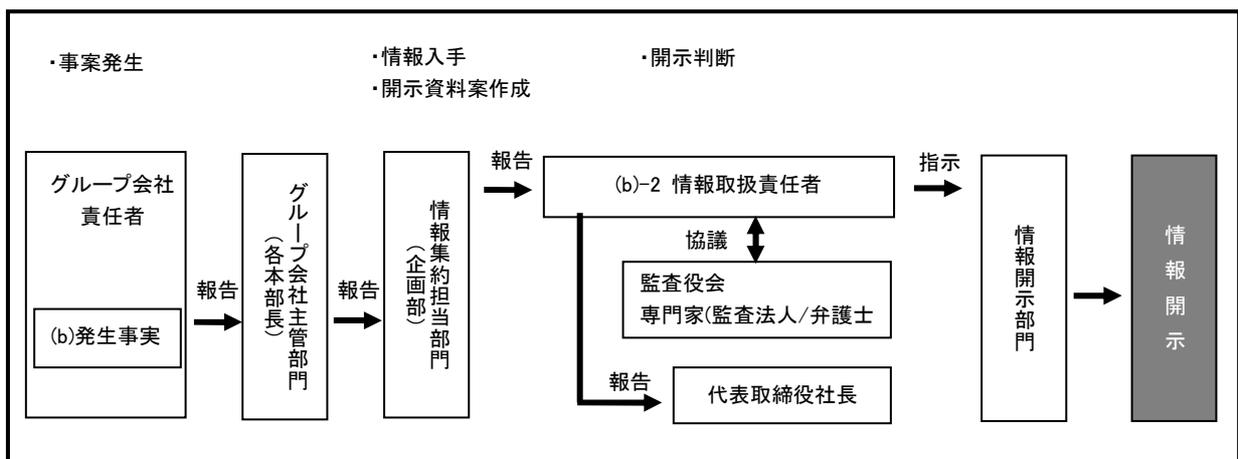
(a) 決定事実に関する情報



(b)-1 発生事実に関する情報（当社内で発生した場合）



(b)-2 発生事実に関する情報（グループ会社で発生した場合）



(c) 決算に関する情報

